

柏羽藤環境事業組合手数料条例施行規則

平成12年2月1日
規則第1号

柏羽藤環境事業組合手数料条例施行規則（昭和44年柏羽藤環境事業組合規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、柏羽藤環境事業組合手数料条例（平成11年柏羽藤環境事業組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（手数料の徴収）

第2条 条例第2条第1項に定める手数料の徴収については、次に掲げる方法により徴収するものとする。

- (1) 直接搬入ごみ その都度徴収する。
- (2) 事業系収集ごみ 1箇月分を翌月一括徴収する。

2 管理者が特別の理由があると認める者に対しては、前項の規定にかかわらず、手数料を分納させ、又は他の方法で徴収することができる。

（手数料の減免）

第3条 条例第2条第2項の規定による手数料の減免は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 関係市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、関係市の市長が減免を認めた者
- (2) 管理者が特に必要と認めた者

2 前項各号の減免する額については、別に管理者が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。